

第3編 災害応急対策計画

【第2章 風水害応急対策】

第1編
總則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

目次

第3編 災害応急対策計画	245
第2章 風水害応急対策	245
第1節 活動体制の確立	245
第1 職員の動員計画	245
第2 初期活動体制	251
第3 非常体制	254
第4 受援に関する活動	254
第5 災害救助法の適用	254
第2節 情報の収集・伝達	255
第1 風水害に関する情報の収集・伝達	255
第2 気象特別警報・警報・注意報等	255
第3 災害情報の収集伝達・共有	256
第4 水防情報	257
第5 土砂災害警戒情報	261
第6 ホットラインの運用	262
第7 市民からの通報・問合せ対応	263
第8 広報活動	263
第9 広聴活動	263
第10 被害の未然・拡大防止のための市民への呼びかけ	263
第3節 水防計画	264
第1 水防体制	264
第2 水防活動	264
第3 決壊時の措置	265
第4 応援要請	265
第4節 土砂災害対策活動	266
第1 土砂災害警戒情報の活用	266
第2 情報の収集・伝達	266
第3 二次災害の防止	266
第5節 雪害対策活動	268
第1 活動体制の施行	268
第2 情報の収集・伝達・広報	268
第3 道路機能の確保	269
第4 地域における除雪協力	269
第6節 竜巻等の突風対策活動	270
第1 情報伝達	270
第2 救助の適切な実施	270
第3 がれき処理	270
第4 指定避難所の開設・運営	270
第5 応急住宅対策	270
第6 道路の応急復旧	270
第7節 医療救護等対策	271
第1 救急救助	271

第2	医療救護	271
第3	防疫及び保健衛生	271
第4	遺体の取扱	271
第8節	交通ネットワーク・ライフラインの応急対策	272
第1	緊急輸送道路の確保	272
第2	ライフラインの応急対策	272
第3	公共施設等の応急復旧	272
第9節	帰宅困難者対策	272
第10節	二次災害の防止	273
第1	建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止	273
第2	民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定	273
第3	水害の防止	273
第4	土砂災害の防止	273
第5	爆発物・有害物質による二次災害防止活動	274
第6	二次災害防止のための市民への呼びかけ	274
第11節	避難対策	275
第1	避難に関する状況把握	275
第2	警戒レベルを用いた避難情報の発令	275
第3	避難の指示・警戒区域の設定	277
第4	避難誘導	277
第5	指定避難所の開設	279
第6	指定避難所の運営	279
第12節	物資供給・輸送対策	280
第13節	要配慮者の安全確保	280
第14節	生活の早期再建	280
第15節	廃棄物対策	280

第3編 災害応急対策計画

第2章 風水害応急対策

風水害に対する応急対策活動は、まず災害発生前の気象警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策が重要である。

災害発生後は、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救出救助・救急、医療活動、避難者の応急収容、食料・飲料水等の供給を行うことが重要である。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行っていくことが必要である。

そのため、市は風水害の特性を考慮して、次に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努める。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策を準用する。)

第1節 活動体制の確立

■ 基本方針

本節では、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、市民の生命及び身体の安全を確保するため、隣接市町、県及びその他防災関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるよう市の活動体制を定める。

「活動体制の確立」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 職員の動員計画	各課共通
第2 初期活動体制	各課共通
第3 非常体制	各班共通
第4 受援に関する活動	職員受援班
第5 災害救助法の適用	関係各班

第1 職員の動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市職員の初動動員と配備についてその要領を定める。

1 活動体制と配備基準

活動体制及び配備基準、風水害対策に係る活動の流れは、次のとおり。

【風水害等対策に係る活動体制と配備基準】

警戒レベル(相当)	本部設置	活動体制	気象情報	キキクル	埼玉県土砂災害警戒情報システム	
1		通常体制	早期注意情報			
2			注意報	危険度分布が 注意(黄) ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報	土壌雨量指数が 大雨注意報基準 に実況	
			警報のいずれか一つの発表 ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報 ・暴風警報	危険度分布が 警戒(赤) ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報	土壌雨量指数が 大雨警報(土砂災害)の基準 に2時間後予測の予想で到達	
3		初期活動本部	初期活動体制	大雨及び洪水警報の重複発表 ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報	高齢者等避難 発令	土壌雨量指数が 大雨警報(土砂災害)の基準 に実況
					危険度分布が 危険(紫) ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報	土壌雨量指数が 土砂災害警戒情報の基準 に2時間後予測の予想で到達
4	災害対策本部	1号非常体制	土砂災害警戒情報の発表 記録的短時間大雨情報の発表	避難指示 発令		
			危険度分布が 災害切迫(黒) ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報			
5			2号非常体制	特別警報の発表 ・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨特別警報(浸水害) ・暴風特別警報	緊急安全確保 発令	土壌雨量指数が 大雨特別警報(土砂災害)の基準 に実況で到達

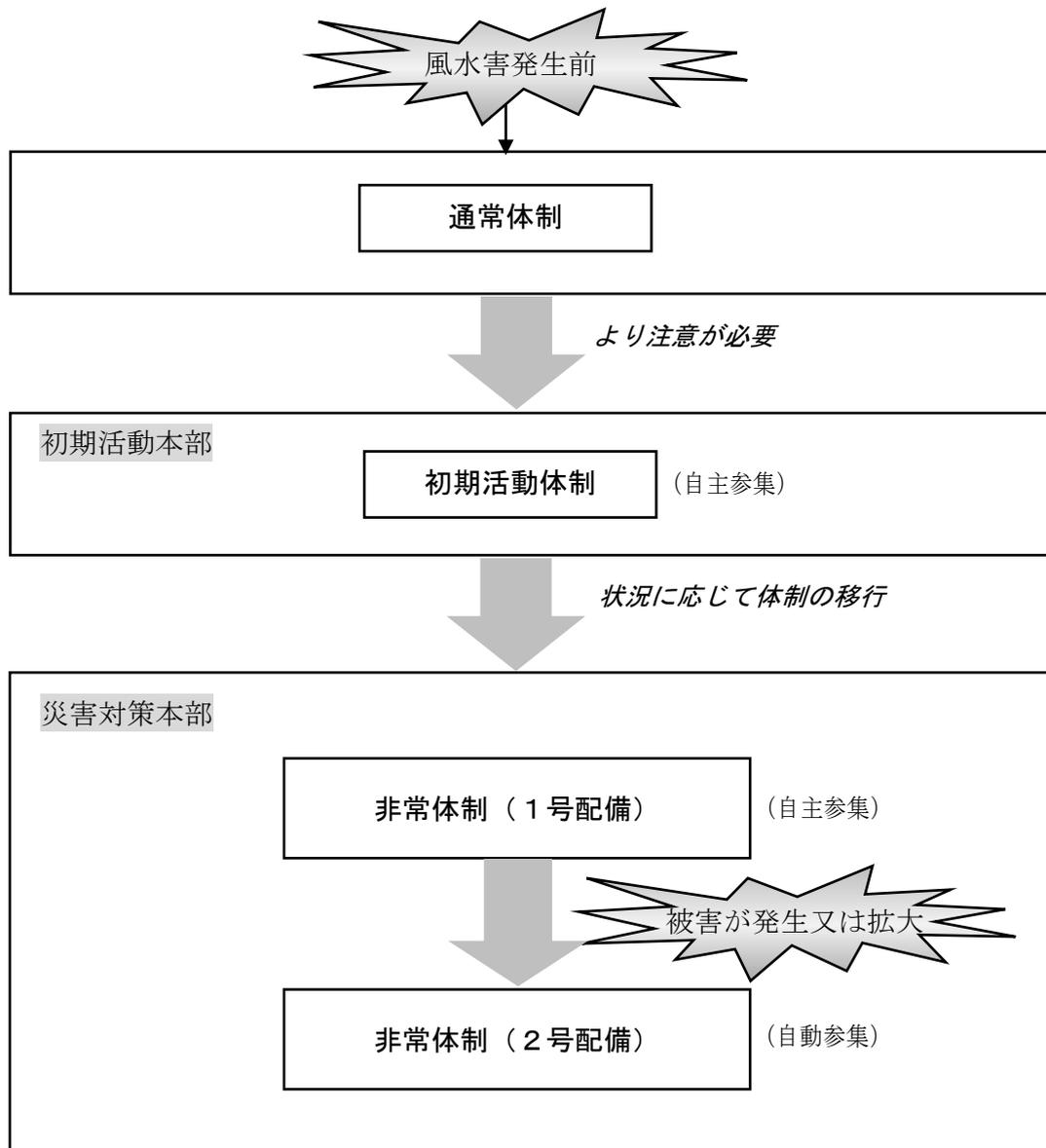
※ 上記を目安に総合的に判断する。また、その他市長が必要と認めた場合には、この限りではない。

警戒レベル (相当)	本部設置	活動体制	洪水予報	水位情報		その他		
			【洪水予報河川】 ・利根川（一部） ・烏川 ・神流川 ・広瀬川（一部）	【水位周知河川】 ・小山川 ・女堀川 ・利根川（一部） ・広瀬川（一部）	【その他河川】 ・御陣場川 ・男堀川 ・元小山川			
1	/	通常体制		水防団待機水位	通報水位			
2			氾濫注意情報	氾濫注意水位	警戒水位			
3			氾濫警戒情報	避難判断水位	特別警戒水位	災害の発生が予想される場合 前兆現象の発見 ・湧水 ・地下水の濁り ・量の変化 ・漏水 ・河川管理施設の異常 等 ※ 破堤につながるおそれがある施設に限る		
			高齢者等避難 発令					
4			初期活動本部	初期活動体制	氾濫危険情報	氾濫危険水位	危険水位	大規模な災害の発生が予測される場合
					避難指示 発令			
5			災害対策本部	1号配備 非常体制			計画高水位	河川管理施設の異常確認 ・堤防本体の亀裂 ・大規模漏水 等 前兆現象の発見 ・溪流付近で斜面崩壊 ・斜面のはらみ ・擁壁や道路等にクラック発生 等
				2号配備 非常体制	氾濫発生情報	氾濫発生	越水・破堤	前兆現象の発見 ・山鳴り ・流木の流出 ・斜面の亀裂等 ・異常な漏水発生
				緊急安全確保 発令				
								被害が発生又は拡大し、広範囲の被害が予想され、切迫している場合 土砂災害の発生 河川の堤防等が決壊又は越水

総則	第1編
災害予防計画	第2編
災害応急対策計画	第3編
災害復旧復興計画	第4編

※ 上記を目安に総合的に判断する。また、その他市長が必要と認めた場合には、この限りではない。

【風水害等対策に係る活動の流れ】



第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

2 動員計画

市の活動体制に応じた動員計画は、原則として次に示すとおりである。

また、勤務時間外及び休日における初期活動体制及び非常体制の動員は、次に示す動員、配備基準に基づいた参集とし、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

なお、各部課と災害対策本部の各部班との関係は、「本編 第1章 第1節 第3 6 災害対策本部の組織、事務分掌」を参照のこと。

【本部長・副本部長・本部員の動員、配備基準】

体制区分 役職	通常体制	初期活動体制		非常体制		
		災害対策初期活動本部		災害対策本部		
市長	—		☒	本部長	☒	
副市長	—		☒	副本部長	☒	
教育長	—		☒		☒	
市民生活部長	—	本部長	☒			☒
企画財政部長	—	本部員	☒	本部員	☒	
総務部長	—		☒		☒	
福祉部長	—		☒		☒	
保健部長	—		☒		☒	
経済環境部長	—		☒		☒	
都市整備部長	—		☒		☒	
都市整備部次長	—		☒		☒	
上下水道部長	—		☒		本部員	☒
教育委員会事務局長	—		☒			☒
議会事務局長	—		☒			☒
児玉総合支所長	—	☒	☒			
危機管理課長	—	☒	☒			
秘書課長	—	☒	☒			
広報課長	—	☒	☒			
関係課長	—	☒	☒			

※1 「☒」は出勤（自主参集）を、「—」は待機を示す。

※2 副本部長及び本部員は、辞令を用いず本表をもってそれぞれ指名されたものとみなす。

※3 関係課長の編成は、「本編 第1章 第1節 第3 3 図【本部会議の組織編成】」を参照。

【各部各課の動員、配備基準】

部名	課名	通常体制	初期活動体制 災害対策初期活動本部	非常体制 災害対策本部	
				1号配備	2号配備
市民生活部	市民生活部長 危機管理課 市民活動推進課 市民課 支所総務課 支所市民福祉課	各部局で定める職員	○ ➤ 危機管理課長 ➤ 市民生活部で定める職員	原則全職員の3/4	全職員
企画財政部	企画財政部長 秘書課 広報課 企画課 財政課 情報システム課		○ ➤ 秘書課長、広報課長 ➤ 企画財政部で定める職員		
総務部	総務部長 行政管理課 監査委員事務局 課税課 収納課 会計課		○ ➤ 行政管理課長 ➤ 総務部で定める職員		
福祉部	福祉部長 地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 高齢者福祉課 介護保険課		○ ➤ 地域福祉課長 ➤ 福祉部で定める職員		
保健部	保健部長 健康推進課 保険課 保育課 子育て支援課 こども家庭センター		○ ➤ 健康推進課長 ➤ 保健部で定める職員		
経済環境部	経済環境部長 環境推進課 商工観光課 産業開発室 農政課 農業委員会事務局 支所環境産業課		○ ➤ 農政課長 ➤ 経済環境部で定める職員		
都市整備部	都市整備部長 都市整備部次長 道路管理課 道路整備課 都市計画課 市街地整備室 建築開発課 営繕住宅課		○ ○ ➤ 道路管理課長 ➤ 道路整備課長 ➤ 都市整備部で定める職員		
上下水道部	上下水道部長 水道課 下水道課		○ ➤ 下水道課長 ➤ 上下水道部で定める職員		
教育委員会事務局	教育委員会事務局長 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ推進課 図書館 文化財保護課		○ ➤ 教育総務課長 ➤ 教育委員会事務局で定める職員		
議会事務局	議会事務局長 議会事務局		○ ➤ 議会副事務局長 ➤ 議会事務局で定める職員		
児玉総合支所※	児玉総合支所長 支所総務課 支所市民福祉課 支所環境産業課	○ ➤ 支所総務課長 ➤ 支所市民福祉課長 ➤ 支所環境産業課長 ➤ 児玉総合支所で定める職員			

※ 児玉総合支所は、現地対策本部が設置される場合に動員

第1編 総則
第2編 災害予防計画
第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧復興計画

3 勤務時間内における動員、参集

勤務時間内における動員、参集については、「本編 第1章 第1節 第1 3 勤務時間内における動員、参集」を準用する。

4 勤務時間外及び休日における動員、参集

(1) 勤務時間外の動員、参集

勤務時間外及び休日において、職員は、次に示す内容で、参集する。

【勤務時間外の動員、参集】

区分	内容
勤務場所への参集	通常体制の場合、所属長から連絡を受けた職員は、直ちに決められた場所に参集する。 初期活動体制及び非常体制においては、本部長から本部設置の発令を受けた各本部員は、直ちに動員基準に基づき各班長に参集を指示する。
参集の報告	各班長は、班員の参集状況を職員受援班に報告する。
参集が困難な場合	交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、所属長への連絡に努める。

(2) 参集途上の被害情報の把握

参集途上の被害情報の把握については、「本編 第1章 第1節 第1 4 (2) 参集途上の被害情報の把握」を準用する。

(3) 被害情報の報告

被害情報の報告については、「本編 第1章 第1節 第1 4 (3) 被害情報の報告」を準用する。

(4) 参集後調整業務

参集後調整業務については、「本編 第1章 第1節 第1 4 (4) 参集後調整業務」を準用する。

5 参集における留意事項

参集における留意事項については、「本編 第1章 第1節 第1 5 参集における留意事項」に準ずる。

第2 初期活動体制

1 通常体制

市は、平常時から、主として気象情報、河川情報、土砂災害情報等の情報収集、連絡活動を行い、連絡調整に万全を期する。

危機管理課は、必要な備品類として防災関係機関の連絡リスト、メモ帳及び市管内図各部を用意する。

(1) 活動組織

局長の指示に従い、定められた職員をもって組織する。

また、状況により上位の体制に迅速に移行できるよう努める。

(2) 体制の解除・移行

体制の解除・移行については、「本編 第1章 第1節 第2 1 (2) 体制の解除・移行」を準用する。

2 初期活動体制

(1) 災害対策初期活動本部の活動

市は、初期活動体制をとった場合、災害対策初期活動本部を原則、本庁舎3階301会議室に設置し、児玉総合支所職員は児玉総合支所に参集する。その後、被害発生状況の把握のため、次に示す活動を実施するとともに、被害の発生状況によっては速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

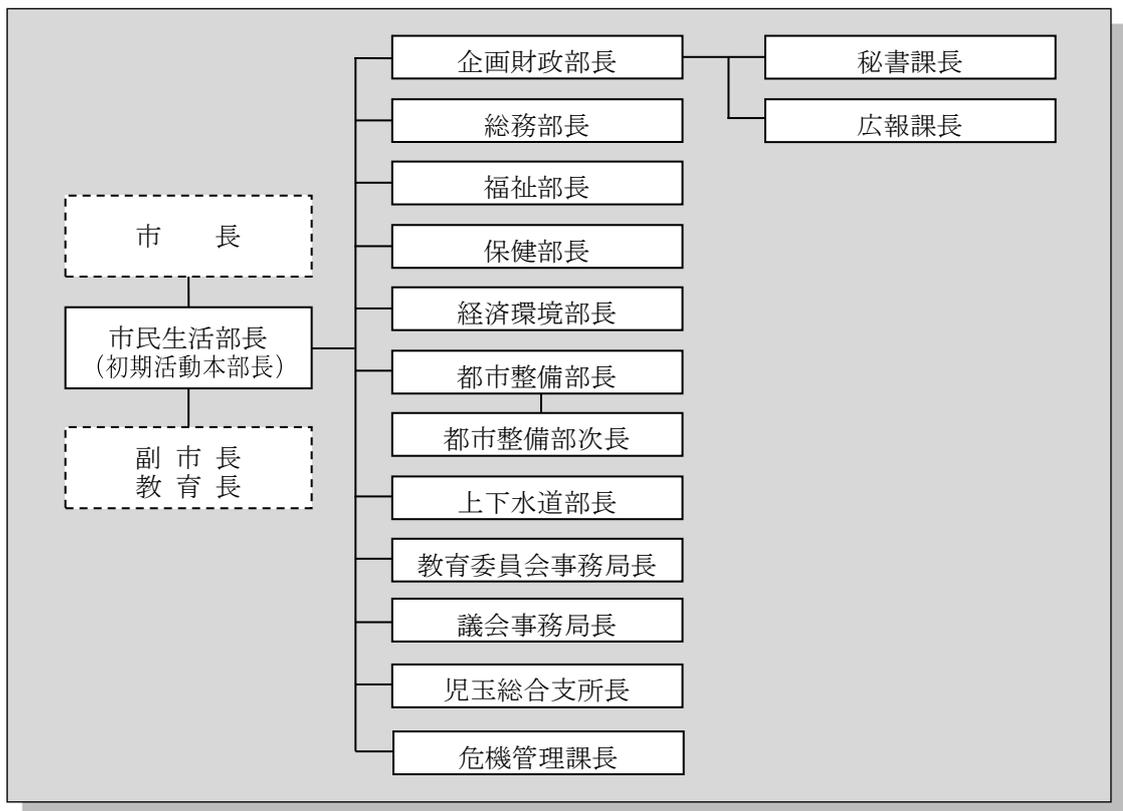
- ア 風水害情報の収集・伝達
- イ 被害情報の収集・伝達
- ウ 避難情報発令の検討
- エ 指定避難所の開設準備
- オ 広報活動の準備
- カ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告

(2) 災害対策初期活動本部の組織

災害対策初期活動本部は、市長、副市長、教育長、市民生活部長及び関係部課長をもって組織する。

なお、初期活動本部長以下、各職員は配備基準に応じて参集する（「本節 第1 職員の動員計画」を参照。）。

【災害対策初期活動本部の組織編成図】



第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

(3) 災害対策初期活動本部の協議内容

災害対策初期活動本部の協議内容については、「本編 第1章 第1節 第2 2
(3) 災害対策初期活動本部の協議内容」を準用する。

(4) 災害対策初期活動本部の備品類

災害対策初期活動本部の備品類については、「本編 第1章 第1節 第2 2
(4) 災害対策初期活動本部の備品類」を準用する。

(5) 初期活動体制の解除・移行

災害対策初期活動本部長は、次の基準に達した場合は、初期活動体制を解除又は非常体制に移行するとともに、県にこの旨を連絡する。

ア 初期活動体制の原因となった風水害による災害発生のおそれなくなったとき又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

イ 災害の発生等により、初期活動体制から非常体制に移行する必要が生じたとき。

ウ 県内又は他県で被害が発生し、初期活動体制から非常体制に移行する必要が生じたとき。

第3 非常体制

市は、市内に被害を及ぼす風水害が発生した場合又は被害が発生するおそれがある場合において、非常体制を敷き災害対策基本法第23条の2の規定及び本庄市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに、可能な限り迅速に活動体制により各部班を組織し、災害対策本部の運営にあたる。

各部班は、事務分掌に基づき、まずは、初期の応急対策を実施し、被災者の救護にあたる。また、市機関の存在を市民に知らせて、事態の混乱を最小限に抑えるよう努め、他の防災関係機関と速やかに連絡を取合い、協力体制の整備を図る。

応急対策は原則として、災害応急対策実施責任者（市長）において、それぞれ法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第1節 第3 非常体制」を準用する。

【資料編 第4節 第5】『本庄市災害対策本部条例』参照

【資料編 第4節 第6】『本庄市災害対策本部に関する規程』参照

第4 受援に関する活動

市が単独で対処することが困難な事態において、県、近隣市町、協定締結団体、自衛隊、民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。

具体的な内容については、「本編 第1章 第1節 第4 受援に関する活動」を準用する。

第5 災害救助法の適用

災害に際し、食料その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図る必要がある。市は、市内の被害が災害救助法に定めるところに該当すると見込まれる場合は、災害救助法の適用を受けて、必要な救助を実施する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第1節 第5 災害救助法の適用」を準用する。

【資料編 第5節 第1】『災害救助基準』参照

【資料編 第5節 第2】『災害救助の種類と実施者』参照

【資料編 第5節 第3】『本庄の災害救助法適用基準』参照

第2節 情報の収集・伝達

■ 基本方針

本節では、気象警報発表時等、災害の警戒期において、市が実施する災害応急対策活動について定める。

「情報の収集・伝達」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 風水害に関する情報の収集・伝達	危機管理課、関係各課
第2 気象特別警報・警報・注意報等	危機管理課
第3 災害情報の収集伝達・共有	危機管理課
第4 水防情報	危機管理課、道路管理課
第5 土砂災害警戒情報	危機管理課
第6 ホットラインの運用	危機管理課
第7 市民からの通報・問合せ対応	市民課、企画課
第8 広報活動	広報課
第9 広聴活動	広報課
第10 被害の未然・拡大防止のための市民への呼びかけ	危機管理課、広報課

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風の接近等により風水害の発生が予想されるとき、熊谷地方気象台から発表される防災気象情報は、県から市に伝達される。勤務時間外の職員は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。警報発表から比較的時間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、危機管理課が一元的に収集する。

第2 気象特別警報・警報・注意報等

熊谷地方気象台は、「気象業務法」（昭和27年法律第165号）に基づき、大雨や強風等の気象現象により、気象特別警報・警報・注意報等を、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに示して発表し、関係機関に通知する。

また、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表する。

1 対象地域

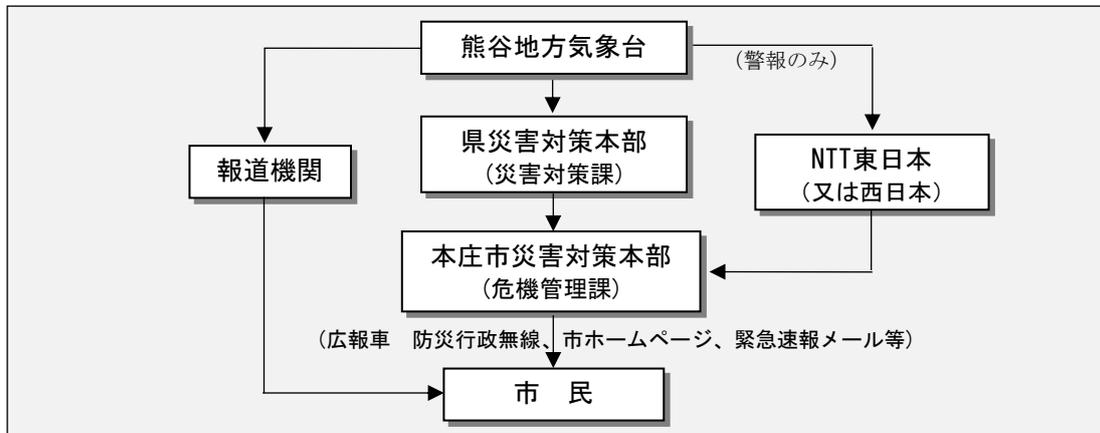
熊谷地方気象台は、市町村単位（二次細分区域）に区分して気象特別警報・警報・注意報を発表する。なお、天気予報は一次細分区域として県内を3つの地域に区分して発表する。市は、北部（一次細分区域）に該当する。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称（市は北西部）が用いられる場合がある。

【資料編 第6節 第5】『気象情報の対象地域』参照

2 特別警報・警報・注意報等の伝達系統

熊谷地方気象台発表の特別警報・警報・注意報等が伝達される系統図を次に示す。

【特別警報・警報・注意報等の伝達系統図】（市及び市民への伝達系統のみ記載）



3 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて、発表される。

【資料編 第6節 第6】『警報・注意報発表基準』参照

4 各種気象情報

土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・はん濫、竜巻等による激しい突風等により、実際に危険度が高まっている場所、キキクル（大雨警報、洪水警報の危険度分布）、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられる。

【資料編 第6節 第7】『キキクル等の種類と概要』参照

【資料編 第6節 第8】『警戒レベルを用いた避難情報の区分』参照

第3 災害情報の収集伝達・共有

市に災害が発生した場合、被害状況調査及び災害情報の収集は、市における災害応急対策、災害復旧の基礎となるため、消防本部及び関係機関と連携を密にし、迅速かつ的確に行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」を準用する。

第4 水防情報

1 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川について洪水予報を発令したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難指示等の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長に通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次に示すとおりである。

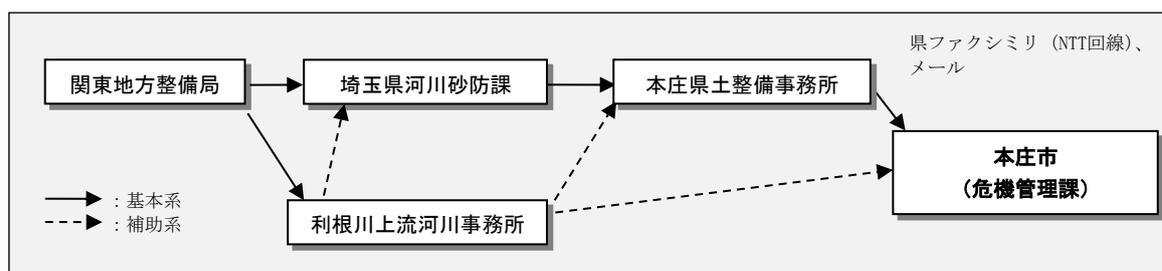
【洪水予報の種類】

洪水の危険度レベル	洪水予報の標題(洪水予報の種類)	水位の名称	解説	市及び市民に求める行動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位から 氾濫注意水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	➤ 水防団待機
レベル2	氾濫注意情報	氾濫注意水位から 避難判断水位	水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位	➤ 市民は洪水に関する情報に注意
レベル3	氾濫警戒情報	避難判断水位から 氾濫危険水位	避難の必要も含めては氾濫に対する警戒を求める段階	➤ 市は高齢者等避難の発令を判断
レベル4	氾濫危険情報	氾濫危険水位から はん濫の発生	いつはん濫が発生してもおかしくない状況	➤ 市は避難指示の発令を判断 ➤ 避難していない市民への対応
レベル5	氾濫発生情報	はん濫の発生	—	➤ 市民の避難完了 ➤ 逃げ遅れた市民の救出救助等 ➤ 市民の避難誘導(新たにはん濫が及ぶ区域)

【洪水予報を行う河川(水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の二第2項)】

予報区域名	河川名	区域	基準水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
利根川上流部	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から茨城県猿島郡境町字北野1920番地先まで	八斗島	1.90m	3.10m	4.10m
		右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から江戸川分派点まで	栗橋	5.00m	7.60m	9.20m
烏川流域	烏川	左岸 群馬県高崎市並榎町地先から利根川への合流点まで	高松	3.60m	3.70m	4.10m
		右岸 群馬県高崎市下豊岡町字下北久保860番2地先から利根川への合流点まで	岩鼻	3.30m	4.10m	4.60m

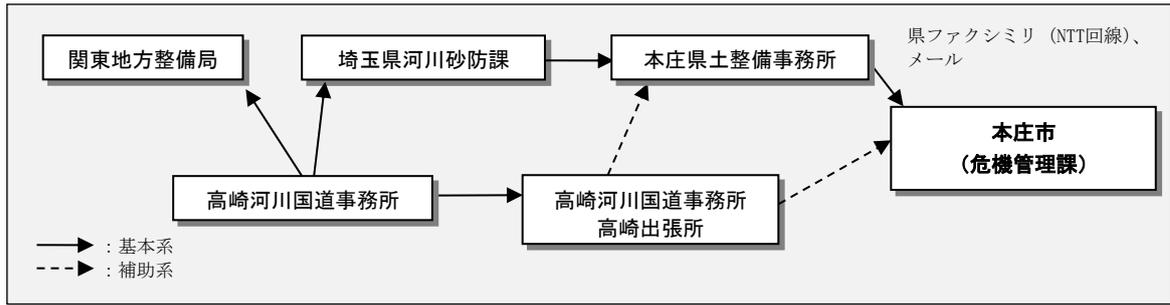
【洪水予報の伝達経路及び手段(利根川上流部)】



第1編 総則
第2編 災害予防計画
第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧復興計画

第1編 総則
第2編 災害予防計画
第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧復興計画

【洪水予報の伝達経路及び手段（烏川流域）】



2 水位周知河川における水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川（水位周知河川）について、水位到達情報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難指示等の判断に資するため、知事が指定した河川について水位到達情報を発表したときは、関係市町村の長に通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次に示すとおりである。

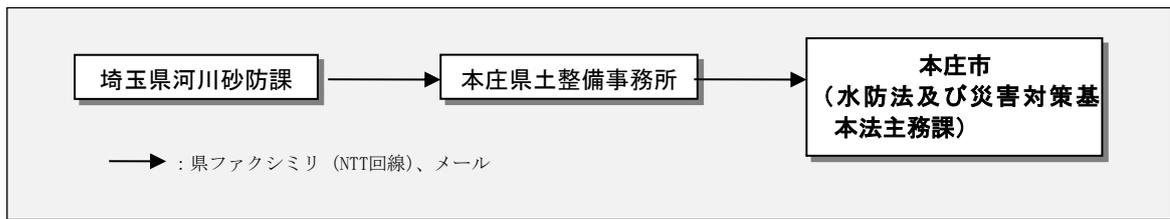
【発表する情報の種類】

種類	発表基準
氾濫発生情報	はん濫が発生したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合

【水位到達情報の通知を行う河川】

河川名	基準観測所	区域	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
小山川	栗崎	右岸 児玉郡美里町大字下児玉1095地先（東橋下流端）から深谷市西田591地先（志戸川合流点）まで	Y. P.	Y. P.	—	Y. P.
		左岸 児玉郡美里町大字下児玉1256地先（東橋下流端）から深谷市榛沢字西河原295-2地先まで	60.45m	61.15m	—	61.65m
	内ヶ島	右岸 深谷市西田591地先志戸川合流点から深谷市石塚629-1地先（新明橋下流端）まで	Y. P.	Y. P.	Y. P.	Y. P.
		左岸 深谷市榛沢字西河原295-2地先から深谷市高島50-1地先（新明橋下流端）まで	35.60m	36.50m	38.00m	38.70m
女堀川	今井大橋	右岸 本庄市四方田143-2地先から深谷市西田地先小山川合流点まで	Y. P.	Y. P.	—	Y. P.
		左岸 本庄市今井205-19地先から深谷市西田地先（小山川合流点）まで	66.50m	67.45m	—	67.50m

【水位情報の通知及び周知伝達系統】



3 水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは知事が指定した河川について実施することになっている。

国土交通大臣あるいは知事が実施し、知事から市に通知される水防警報は、次のとおりである。

(1) 水防警報の種類と発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次に示すとおりである。

【水防警報の種類と発表基準】

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水(水があふれる)・漏水・法崩(堤防斜面の崩れ)・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により又は既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

国土交通省が水防警報を行う市関連の河川及びその区域は、次に示すとおりである。

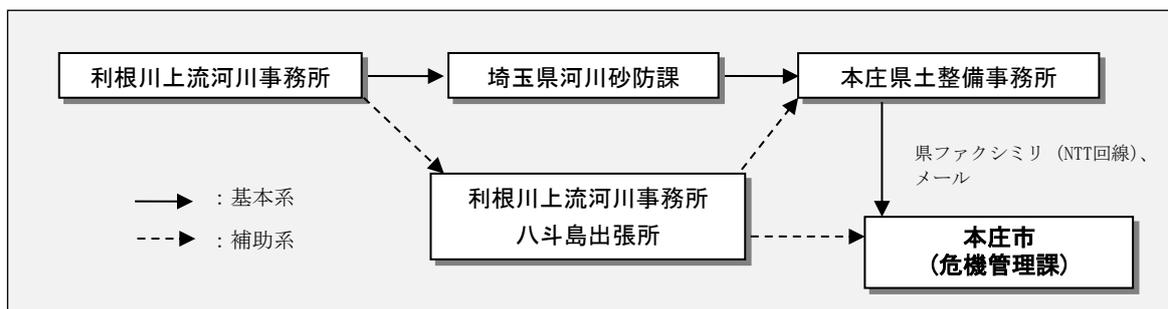
【河川名及びその区域】

河川	観測所名	水防警報区域		発表を行う者
利根川	八斗島	右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から埼玉県熊谷市俵瀬千通780番1地先まで	利根川上流河川事務所
		左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から群馬県太田市古戸町75番1地先まで	
烏川	岩鼻	右岸	鐺川合流点から利根川合流点まで	高崎河川国道事務所
		左岸	群馬県高崎市倉賀野町から利根川合流点まで	

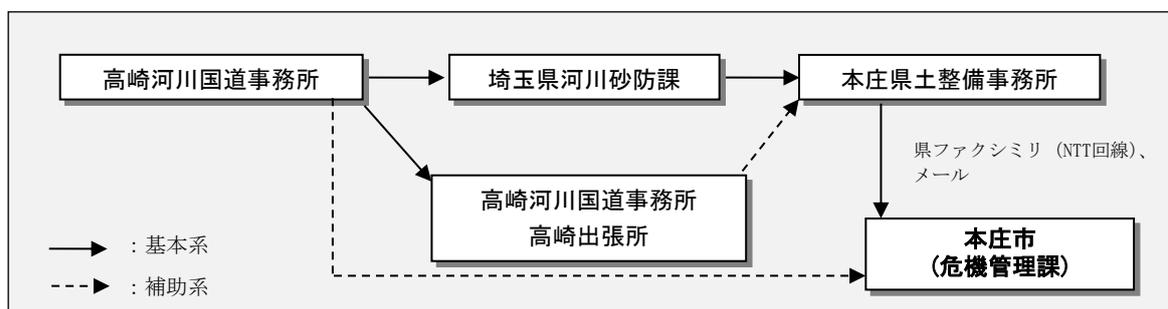
【基準観測所】

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)	計画高水位
利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80m	1.90m	3.10m	4.10m	5.28m
烏川	岩鼻	群馬県高崎市岩鼻町	1.00m	3.30m	4.10m	4.60m	4.79m

【水防警報の伝達経路及び手段（利根川上流部）】



【水防警報の伝達経路及び手段（烏川流域）】



(3) 知事が行う水防警報

知事が水防警報を行う市関連の河川及びその区域は、次に示すとおりである。

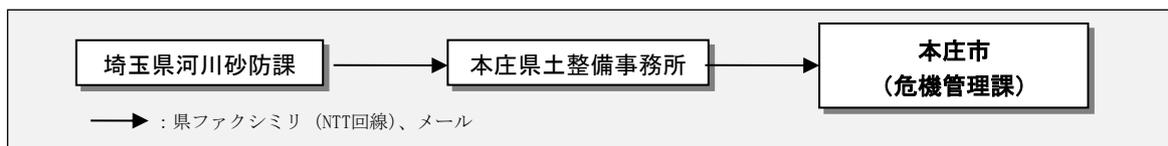
【河川名及びその区域】

河川	観測所名	水防警報区域		発表を行う者
小山川	栗崎	右岸	児玉郡美里町大字下児玉1095地先(東橋下流端)から深谷市西田591地先(志戸川合流点)まで	県土整備部 河川砂防課
		左岸	児玉郡美里町大字下児玉1256地先(東橋下流端)から深谷市榛沢字西河原295-2地先まで	
	内ヶ島	右岸	深谷市西田591地先志戸川合流点から深谷市石塚629-1地先(新明橋下流端)まで	
		左岸	深谷市榛沢字西川原295-2地先から深谷市高島50-1地先(新明橋下流端)まで	
女堀川	今井大橋	右岸	本庄市四方田143-2地先から深谷市西田地先小山川合流点まで	
		左岸	本庄市今井205-19地先から深谷市西田地先(小山川合流点)まで	

【基準観測所】

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)
小山川	栗崎	本庄市栗崎	Y. P. 60. 45m	Y. P. 61. 15m	—	Y. P. 61. 65m
	内ヶ島	深谷市大塚	Y. P. 35. 60m	Y. P. 36. 50m	Y. P. 38. 00m	Y. P. 38. 70m
女堀川	今井大橋	本庄市今井	Y. P. 66. 50m	Y. P. 67. 45m	—	Y. P. 67. 50m

【水防警報の伝達系統】



第5 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と熊谷地方気象台から共同で発表される。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

大雨警報(土砂災害)発表後、あらかじめ定められた発表基準に到達したとき又は2時間先までに到達すると予測されたときに発表される。発表された土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達系統に準じて、熊谷地方気象台から関係機関に伝達する。

2 土砂災害警戒情報の解除

土砂災害警戒情報の解除基準は、あらかじめ定められた監視発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

3 土砂災害警戒情報活用における留意点

土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予測が可能な土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。

第6 ホットラインの運用

1 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次に示す場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、危機管理課の防災担当者等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合等には、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。また、市が、避難情報の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

- (1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
 - (2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ア 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - イ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合又は特別警報の切替えをした場合
 - ウ 特別警報を解除した場合
- ※ ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

2 利根川上流河川事務所及び高崎河川国道事務所と市との災害ホットラインの運用

(1) ホットライン

利根川上流河川事務所長及び高崎河川国道事務所長は、洪水予報によって提供している情報に加えて、現状及び今後の水位情報の見込み等について、市長に直接電話等で連絡し、情報提供を行う。

(2) 第二ホットライン

利根川上流河川事務所及び高崎河川国道事務所（副所長・課長等）は、避難判断水位・氾濫危険水位へ到達予測が出た場合等、上記ホットラインでの情報提供の他、事前に詳細情報として、防災担当者へ直接電話等で連絡し、情報提供を行う。

【災害ホットラインの概要】

項目	内容
伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水位の現況 ▶ 降雨の状況 ▶ 予測水位 ▶ その他詳細情報（第二ホットラインで追加される伝達事項）
伝達のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難判断水位、氾濫危険水位への到達予測が出た時点 ▶ 大規模な漏水、法崩れ等、堤防の決壊につながる恐れのある状況が発生した場合

第7 市民からの通報・問合せ対応

災害時には、市内外の住民から多数の通報・問合せ電話が殺到することが予想されることから、それらの通報・問合せへの対応を迅速かつ的確に処理する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第2節 第2 市民からの通報・問合せ対応」を準用する。

第8 広報活動

災害時における人心の安定と、災害応急対策活動の円滑かつ効果的な実施のため、迅速かつ的確な災害広報活動を行う。また、被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、災害応急活動や復旧活動に反映させるため、広報活動を展開する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第2節 第4 広報活動」を準用する。

第9 広聴活動

被災者から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第2節 第5 広聴活動」を準用する。

第10 被害の未然・拡大防止のための市民への呼びかけ

被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、市は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール等を活用し、市民に対し危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い市民に注意を喚起する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

第3節 水防計画

■ 基本方針

市は、気象状況等から市域内において河川のはん濫、洪水その他の水害の発生が予想される場合、防災関係機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

「水防計画」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 水防体制	統括部、復旧部、関係各部、消防本部、消防団
第2 水防活動	統括部、復旧部、関係各部、消防本部、消防団
第3 決壊時の措置	統括部、復旧部、関係各部、消防本部、消防団
第4 応援要請	統括部、復旧部

第1 水防体制

市は、水防法に基づく指定水防管理団体（坂東上流水害予防組合）及び水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は次に示す水防組織を設置し、防災関係機関と連携して、水防活動に当たる。

1 水防組織

水防組織の統括は、水防管理者である市長が行う。

水防の実務は、災害対策初期活動本部の組織構成部署が原則行う（本編 第1章 第1節 第2 2 (2) 図【災害対策初期活動本部の組織編成】を参照）。

水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間の組織又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

2 配備基準

- (1) 大雨等により市内を流れる幹線水路の水量が増加し、洪水等の被害が予想されるとき
- (2) 県水防本部から指示があったとき又は市長が必要と認めたとき

第2 水防活動

1 監視、警戒活動

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端、裏側の3班に分かれ巡回し、異常を発見した場合は、直ちに利根川上流河川事務所長及び本庄県土整備事務所長に報告するとともに、水防作業を開始する。

2 せき、水門の操作

せき、水門の管理者は、降水又は出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに利根川上流河川事務所長及び本庄県土整備事務所長に通知する。

3 資機材の備蓄及び水防措置の実施

水防管理者は、水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し水防措置を実施する。

4 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止若しくは制限し又はその区域からの退去を命ずることができる。

第3 決壊時の措置

1 通報

水防管理者又は消防長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を本庄県土整備事業所長及びはん濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

通報を受けた本庄県土整備事務所長は、これを知事、関係各警察署、その他必要な箇所連絡する。この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、水防管理者又は消防長は利根川上流河川事務所長にも通報しなければならない。

2 警察官の出動要請

堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は、警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

3 居住者等の水防義務

水防管理者又は消防長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

4 避難のための立退き

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、サイレン、警鐘その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事及び警察署長に通知する。

第4 応援要請

1 他の水防管理者等への応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第23条の規定に基づき、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求める。

2 自衛隊に対する出動要請

堤防の決壊等、甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあり、自衛隊の出動が必要と判断した場合は、水防管理者は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

3 市内建設業者への協力依頼

水防管理者は、活動に支障となる障害物の排除、水防及び救出救助活動等を実施する場合において、ブルドーザー、バックホー等の重機等（オペレータを含む。）を必要とするときは、（一社）埼玉県建設業協会児玉支部に協力を要請する。

第4節 土砂災害対策活動

■ 基本方針

気象状況等から市域において土砂災害の発生が予想される場合、防災関係機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための土砂災害対策活動を実施する。

「土砂災害対策活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 土砂災害警戒情報の活用	統括班、支所統括班
第2 情報の収集・伝達	統括班、消防本部、建設班、関係各班、消防団
第3 二次災害の防止	統括班、関係各班

第1 土砂災害警戒情報の活用

県は、熊谷地方気象台と共同で、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）発生の危険度が高まったときに、防災活動や市民の自主避難の判断等への利用を目的として、関係市町村への土砂災害警戒情報を発表する。

市においては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が多数指定されており、台風や集中豪雨に伴い崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの土砂災害警戒区域等において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用する。

また、土砂災害警戒情報に加えてメッシュごとの土砂災害の切迫性や危険度の推移が分かる土砂災害警戒判定メッシュ情報及び土砂キキクルについても活用する。

第2 情報の収集・伝達

統括班は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、市民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。

統括班は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民及び自主防災組織に対し警戒避難等の指示又は伝達を行う。特に、具体的な危険が予想される危険区域の市民に対しては、関係各班、消防本部及び消防団と連携して戸別伝達を行う。

統括班は、ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し、早急に情報を伝達し注意を喚起する。

統括班は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、市民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報等の各種情報を、適時適切なタイミングで提供する。

第3 二次災害の防止

市及び県は、二次災害の発生に対処するため、次に示す事項に留意して必要な措置を講ずる。

担当部署は、降雨等の気象状況を十分に把握し、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等の、安全に留意した監視を実施する。

担当部署は、安全が確認されるまで土砂災害警戒区域等周辺の居住者の避難指示等を

継続するとともに、警戒区域の設定、立入り規制等を実施する（災害対策基本法第63条）。

担当部署は、降雨継続時における土砂災害警戒区域等及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置を実施する。

統括班は、関係各班からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて整理を行い、直ちに県へ連絡する。

統括班及び関係各班は、降雨等による土砂災害の発生防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

統括班は、関係各班が収集した、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、交通規制の状況等の情報を、被災者及び市民に適切に広報する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

第5節 雪害対策活動

■ 基本方針

市は、積雪による被害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害活動体制を速やかに確立し、他の防災関係機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

「雪害対策活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制の施行	統括班、関係各班
第2 情報の収集・伝達・広報	統括班、広報班、関係各班
第3 道路機能の確保	建設班、関係各班
第4 地域における除雪協力	統括班、関係各班

第1 活動体制の施行

市は、積雪による被害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時機を逸せず実施する。体制配備の際は迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

第2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を迅速かつ的確に行い、防災関係機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等については、「本章 第2節 第1 風水害に関する情報の収集・伝達」を準用する。

2 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

3 市民への情報発信

気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況及び積雪の予報等について市民へ周知する。

異常な積雪が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール等、市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に行う等、計画的に実施する。

4 積雪に伴いとるべき行動の周知

市は、次に示す例を参考に、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

- (1) 不要不急の外出は極力避ける。
- (2) 外出の際は、滑りにくい靴を着用する等、歩行中の転倒に注意する。
- (3) 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- (4) 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- (5) 自動車が立ち往生した場合に、車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- (6) 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- (7) 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

第3 道路機能の確保

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び医療機関等、市民の命を緊急的・直接的に救助する施設や市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

1 効率的な除雪

異常な積雪時には、県の定めた優先除雪道路につながる主要市道を優先し、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。

また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

2 除雪の応援

市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

防災関係機関は、市又は県から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。

除雪応援の受入に当たっては、現場での情報共有、連絡体制等の受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

第4 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等、自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、市民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第6節 竜巻等の突風対策活動

■ 基本方針

市は、竜巻等による被害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに確立し、他の防災関係機関と連携し、災害応急対策を講ずる。

「竜巻等の突風対策活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 情報伝達	統括班、関係各班
第2 救助の適切な実施	統括班、関係各班、消防本部
第3 がれき処理	環境班、関係各班
第4 指定避難所の開設・運営	統括班、避難所担当職員、施設管理者、関係各班
第5 応急住宅対策	建設班、調査班、関係各班
第6 道路の応急復旧	建設班、関係各班

第1 情報伝達

市は、竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。また、市民の避難等の行動をとるために必要な情報を、迅速に発信する。

第2 救助の適切な実施

市は、被害の規模に応じて迅速な被災者の救助、食料・飲料水の供給等を実施する。具体的な内容については、「本編 第1章 第1節 第5 災害救助法の適用」を準用する。

第3 がれき処理

竜巻等の突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。具体的な内容については、「本編 第1章 第1節 第1 廃棄物対策」を準用する。

第4 指定避難所の開設・運営

市は、竜巻等の突風の被災者に対し、指定避難所を開設し、迅速に収容する。具体的な内容については、「本編 第1章 第7節 第3 指定避難所の開設」及び「本編 第1章 第7節 第4 指定避難所の運営」を準用する。

第5 応急住宅対策

市は、竜巻等の突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。具体的な内容については、「本編 第1章 第10節 第1 住宅の確保」を準用する。

第6 道路の応急復旧

市は、竜巻等の突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を処理する。具体的な内容については、「本編 第1章 第4節 第1 緊急輸送道路の確保」を準用する。

第7節 医療救護等対策

■ 基本方針

市は、関係機関と連携し、捜索及び救出活動に当たるとともに、医療救護体制の確立、防疫、保健衛生活動、検案、埋葬等の迅速な実施に努める。

「医療救護等対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 救急救助	消防本部、消防団、関係各班
第2 医療救護	医療班、統括班、広報班、消防本部
第3 防疫及び保健衛生	医療班、環境班、支所経済環境班、農政班
第4 遺体の取扱	市民班、福祉班、環境班、医療班、消防団

第1 救急救助

市は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索及び救出救助について、関係機関と協力体制を確立し、迅速、的確に実施する。具体的な内容については、「本編 第1章 第3節 第1 救急救助」を準用する。

第2 医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を得て医療救護等を実施し、被災者の保護の万全を図る。具体的な内容については、「本編 第1章 第3節 第2 医療救護」を準用する。

第3 防疫及び保健衛生

浸水被害による衛生条件の悪化により感染症等のまん延が懸念される。また、避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。

そのため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第3節 第3 防疫及び保健衛生」を準用する。

第4 遺体の取扱

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第3節 第4 遺体の取扱」を準用する。

第8節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策

■ 基本方針

「交通ネットワーク・ライフラインの応急対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 緊急輸送道路の確保	建設班、統括班、広報班、環境班、支所経済環境班、関係各班
第2 ライフラインの応急対策	水道班、関係事業者、統括班、関係各班
第3 公共施設等の応急復旧	財務班、建築班、施設管理者、福祉班、支所市民生活班、保育班、消防本部、広報班、市民班、関係各班

第1 緊急輸送道路の確保

浸水被害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止等により市民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ確に実施する必要がある。

具体的な内容については、「本編 第1章 第4節 第1 緊急輸送道路の確保」を準用する。

第2 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものをマヒさせることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策及び二次災害の防止等の活動を迅速に実施する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第4節 第2 ライフラインの応急対策」を準用する。

第3 公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋りょう及び河川等の公共施設が風水害により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

具体的な内容については、「本編 第1章 第4節 第3 公共施設等の応急復旧」を準用する。

第9節 帰宅困難者対策

■ 基本方針

公共交通機関が停止し、帰宅困難者が発生する可能性がある。

具体的な内容については、「本編 第1章 第5節 帰宅困難者対策」を準用する。

第10節 二次災害の防止

■ 基本方針

民間建物、河川施設、砂防、治山施設等が風水害により損壊した場合は、二次災害の防止のための応急対策を講ずる。

「二次災害の防止」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止	建築班、建設班、支所経済環境班、水道班、下水道班、統括班
第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定	建築班
第3 水害の防止	建設班、支所経済環境班、統括班、広報班
第4 土砂災害の防止	建設班、支所経済環境班
第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	消防本部
第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ	広報班、秘書班、統括班

第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止

公共建築物、道路、橋りょう及び河川等の公共施設が風水害により損壊した場合は、安全確認のための点検及び応急対策を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第6節 第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止」を準用する。

第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定

民間建物や民間宅地が風水害により被害を受けた場合は、安全確認のための点検及び応急対策を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第6節 第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定」を準用する。

第3 水害の防止

建設班及び支所経済環境班は、河川施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、応急復旧を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第6節 第3 水害の防止」を準用する。

第4 土砂災害の防止

建設班及び支所経済環境班は、砂防及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、応急復旧を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第6節 第4 土砂災害の防止」を準用する。

第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動

消防本部は、爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む。）を防止するため、施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については、広報活動を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第6節 第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動」を準用する。

第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ

広報班は、二次災害防止のため市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「本編 第1章 第2節 第4 広報活動」に従って広報活動を行う。

第11節 避難対策

■ 基本方針

災害時においては、家屋の倒壊や火災、がけ崩れ、地すべり等が起こり、避難を要する地域が数多く出現されることが予想される。こうした危険区域に居住又は滞在する市民を安全な地域に避難させるため避難の指示及び避難誘導を行う。

「避難対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 避難に関する状況把握	統括班、建設班、建築班、消防本部
第2 警戒レベルを用いた避難情報の発令	統括班、秘書班、広報班、消防本部
第3 避難の指示・警戒区域の設定	統括班、秘書班、広報班、消防本部
第4 避難誘導	統括班、市民班、福祉班、消防本部、職員受援班、関係各班
第5 指定避難所の開設	避難所担当職員、教育班、施設班、情報収集記録班、統括班、職員受援班、関係各班
第6 指定避難所の運営	避難所担当職員、教育班、施設班、関係各班

第1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、次に示す情報の収集及び手順で行う。

【避難に関する状況把握の手順】

① 消防本部は、火災及び危険物施設の状況等を把握し、市に報告する。
② 建設班は、道路、橋りょう及び河川等の状況を把握する。
③ 建築班は、点検を行った建築物（特に指定避難所）の状況を把握する。
④ 統括班は、本庄警察署、児玉警察署と被害状況等の情報を交換する。
⑤ 統括班は、①～④の情報に基づき、避難の指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

第2 警戒レベルを用いた避難情報の発令

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警戒レベルに基づき避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）を発令することとし、避難情報を発令する場合、熊谷地方气象台、河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求め、適切に判断を行う。

1 避難指示等の発令の実施責任者

避難指示等の発令は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに本部長が実施する。

ただし、現地において著しい危険が迫っており、本部長が避難の指示を発する余裕がない場合は、警察官等が直接市民に避難の指示をする。この場合、直ちに本部長に通知しなければならない。

2 避難指示等の発令の判断基準

- (1) 本部長は、気象情報や河川流域の雨量及び水位情報、現地警戒情報等を収集するとともに、県の情報提供等技術的支援を受け、総合的な判断のもと、避難情報を発令する。
- (2) 本部長は、避難情報の発令にあたっては、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行う。
- (3) 本部長は、避難情報の発令にあたっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯で高齢者等避難の発令に努める。
- (4) 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令するものではなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難情報を発令するなど、臨機応変に対応する。
- (5) 「避難情報に関するガイドライン」(令和4年6月更新、内閣府)に基づく避難情報の発令の標準的な判断基準は、次のとおりである。

【警戒レベルと居住者等がとるべき行動】

区分	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ※高齢者等 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害者等、及びその人の避難を支援する者
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	○危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	○命の危険直ちに安全確保 指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※ 市民は、突発的な災害の場合、本部長からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し、避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難することが必要である。

第3 避難の指示・警戒区域の設定

1 手順

統括班から「第1 避難に関する状況把握」に関する情報の報告を受けた場合、また、「第2 警戒レベルを用いた避難情報の発令」判断を要する状況となった場合、本部長は、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定を行う。

避難の指示、警戒区域の設定を行う場合は、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な市民への伝達に努める（伝達については、広報班が実施）。

なお、警察官、自衛官等にも避難の指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、統括班はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

2 市民への伝達内容

避難の指示、警戒区域の設定を行う場合の市民への伝達は、次の内容を明示して行う。

- (1) 差し迫っている具体的な危険予想
- (2) 避難対象地区名
- (3) 避難日時、避難先及び避難経路
- (4) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

3 関係機関との連絡調整

避難の指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防本部、警察署、知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

そこで、統括班は、これらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を知事（県災害対策課）に災害経過速報（「本章 第2節 第7 市民からの通報・問合せの処理」参照）等により電話、県防災行政無線等を通じて速やかに報告する（災害対策基本法第60条第4項）。

第4 避難誘導

1 避難の誘導者

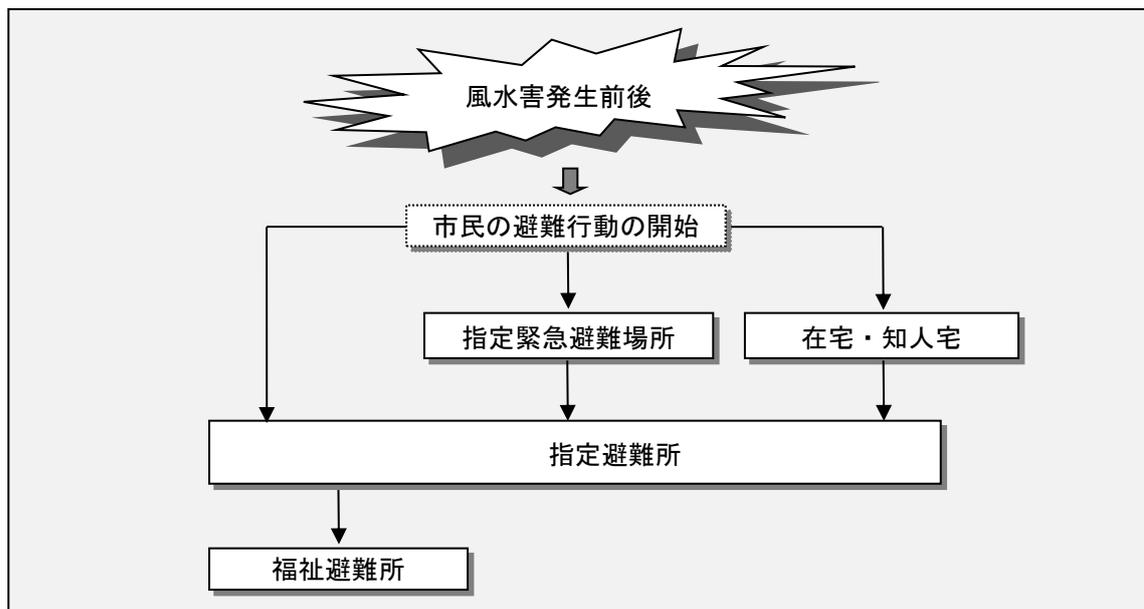
市民班は、避難の指示が発せられた場合、消防職員及び消防団員と連携し、自治会及び自主防災組織の協力を得て、指定避難所等安全な場所に市民を誘導又は移送する。

2 避難順位

避難地域の順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、避難者の順位は、通常の場合は、次に示す順位による。

- (1) 老幼者、傷病人、妊産婦、障害者等の要配慮者及び必要な介護者
- (2) 一般市民
- (3) 防災活動従事者

【避難の流れ】



3 誘導方法及び輸送方法

市は、次に示す事項に留意して避難誘導を行う。

- (1) 避難経路の明示
- (2) 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- (3) 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- (4) 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- (5) 出発、到着の際の人員確認
- (6) 自力立退きが不可能な避難者に対する車両輸送（状況に応じて県に応援を要請）
- (7) 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定
- (8) 事故の防止

4 避難行動要支援者に対する避難誘導

福祉班は、消防職員、消防団員、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、個別支援計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

5 広域避難

市は、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議する。具体的な内容については、「本編 第1章 第7節 第2 5 広域避難」を準用する。

6 広域一時滞在

市は、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接

協議する。具体的な内容については、「本編 第1章 第7節 第2 6 広域一時滞在」を準用する。

第5 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、原則として開設当初は市職員が担当し、避難者名簿の作成等を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第7節 第3 指定避難所の開設」を準用する。

第6 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、原則として開設当初は市職員が担当するが、その後（指定避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織等の地域組織及び避難者による自主運営組織を立上げ、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、指定避難所の円滑な運営を図る。

具体的な内容については、「本編 第1章 第7節 第4 指定避難所の運営」を準用する。

第12節 物資供給・輸送対策

■ 基本方針

災害が発生し、不足する飲料水、食料、生活必需品等の確保及び輸送体制の確立に努める。

具体的な内容については、「本編 第1章 第8節 物資供給・輸送対策」を準用する。

第13節 要配慮者の安全確保

■ 基本方針

風水害については、台風等の災害要因の発生等、早い段階から気象情報や水位情報等を収集し、災害が発生するまでに避難行動要支援者が避難を終えることができるように、的確に避難情報の発令を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第9節 要配慮者の安全確保」を準用する。

第14節 生活の早期再建

■ 基本方針

被災者の生活の早期再建として、住宅の確保、文教・保育対策、商工・農業対策及び労働力の確保に努める。

具体的な内容については、「本編 第1章 第10節 生活の早期再建」を準用する。

第15節 廃棄物対策

■ 基本方針

河川がはん濫した場合、浸水被害による大量の土砂混じりのがれきや流木等の災害廃棄物の排出が予想される。

また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設等の被災により、ごみやし尿等の一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

市は、被災地の市民が生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、被災地の環境の保全を図る。

具体的な内容については、「本編 第1章 第11節 廃棄物対策」を準用する。